

(事務連絡)
平成 27 年 10 月 13 日

総務局総合調整部男女平等参画推進室長
防災危機管理局統括課長
健康福祉局総務課長
健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課長
健康福祉局高齢福祉部介護保険課長
健康福祉局障害福祉部障害企画課長
健康福祉局障害福祉部障害者支援課長
健康福祉局生活福祉部保護課長
健康福祉局生活福祉部保険年金課長
健康福祉局健康部保健医療課長
子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課長
子ども青少年局子育て支援部児童虐待対策室長
教育委員会事務局総務部学事課長

様

市民経済局地域振興部
住 民 課 長

通知カードの送付を受けるための居所情報登録対象者による居所情報の登録申請が間に合わなかった場合等の取扱いについて

みだしのことについて、平成 27 年 10 月 5 日付け総行住第 155 号総務省自治行政局住民制度課長通知（以下「第 155 号通知」という。）がありました。

すでに、報道や市民からの問い合わせ等でご存知のことと存じますが、引き続き居所情報登録申請が間に合わなかった者に対して、通知カードの送付に係る事務処理要領（平成 27 年 7 月 27 日付け総行住第 78 号総務省自治行政局住民制度課長通知「以下「第 78 号通知」という。）等に基づき、本件取扱いを継続することとなりました。

つきましては、下記のとおり本件取扱いに係る留意事項を確認のうえ、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

また、貴課・室におかれましては、本通知の内容について、関係部署等にご周知くださいますよう併せてお願いいたします。

なお、本件につきまして、市民から問い合わせがありましたら、以前と同様に住所地（住民票のある市区町村）の担当窓口をご案内くださいますようお願いいたします。

記

留意事項

- ・ 第 78 号通知により、居所情報登録の申請を行える期間は、平成 27 年 8 月 24 日か

ら平成 27 年 9 月 25 日までとされていましたが、本通知により、引き続き居所情報登録の申請等が住所地の市区町村で行えるようになりました。

- ・ 現時点では、本件取扱いの期限の定めがないことから、当分の間、継続して実施します。
- ・ 平成 27 年 10 月 5 日以降に第 155 号通知に基づいて居所情報登録を行った場合であっても、当初送付分の通知カードは住民票の住所地へ送付されますので、居所へは再送付の取扱いとなります。

担当 戸籍住民係 早川、恒川
電話 (内) 3108
(外) 972-3108